

## 平成十二年政令第四百八十九号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（昭和二十六年法律第二百九十八号）の規定に基づき、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

### 正次

#### 第一章 総則（第一条—第八条）

##### 第二章 投資信託制度（第九条—第五十三条）

##### 第三章 投資法人制度（第五十四条—第一百二十八条）

##### 第四章 雜則（第二百二十九条—第二百三十六条）

#### 附則

#### 第一章 総則

##### （定義）

**第一条** この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第二百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

（委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲）

**第二条** 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

- 一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十二各号に掲げる者
- 二 信託会社等（前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託会社等による運用の指図が有する）
- 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は外国の法令の規定により当該外国において同法第三条の許可と同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている法人（第一号に掲げる者に該当するもの）

（特定期間の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券
- 二 デリバティブ取引（暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第二百八十五条の二十一第二項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るもの）を除く。次第十号ハ及びニ、第二百二十九条第四号並びに第二百三十五条第一項第二号において同じ。）に係る。

（第二条第一項に規定する政令で定める有価証券）

- 一 デリバティブ取引（暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第二百八十五条の二十一第二項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るもの）を除く。次第十号ハ及びニ、第二百二十九条第四号並びに第二百三十五条第一項第二号において同じ。）に係る。

### 不動産の賃借権

#### 地上権

約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

金銭債権（第一号、第二号、前号及び第十号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

当事者の一方が相手方の行う前各号、第十一号又は第十二号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において「匿名組合出資持分」という。）

商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品をいう。以下同じ。）

商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利

イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資（同項第三号に掲げるものを除く。）に係る取引（以下「商品投資取引」という。）

ロ 商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金額を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいい、暗号等資産関連金融指標を除く。）の約定した期間における変化率に基づいて金額を支払うことを相互に約する取引（これらの金額の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金額又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 当事者の一方の意思表示により当事者間においてハに掲げる取引を成立させることができるとの権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引（デリバティブ取引に該当するものを除く。）

十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）

十二 公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成二十二年法律第二百七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）（委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲）

第十四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引法施行令第十六条の十二各号に掲げる者

二 信託会社等（前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託会社等による運用が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産のみに対する投資として行われる場合に限る。）

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は外国の法令の規定により当該外国において同法第三条の許可と同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている法人（第一号に掲げる者に該当するものを除き、当該商品投資顧問業者による運用が有価証券関連デリバティブ取引を行われる場合に限る。）

（第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。次項において同じ。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次条において同じ。）とする。）

## (証券投資信託の範囲)

**第六条** 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。（公募の範囲）

**第七条** 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家

（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、受益証券がその取得者である適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。

### （適格機関投資家私募等の範囲）

**第八条** 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止されること。

二 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものであつて金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

三 当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。

2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）とする。

一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等（金融商品取引業者等をいふ。次項において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

二 受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。）をいう。）以外の者に譲渡されるおそれがないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合（前項に規定する場合を除く。）である前項第二号の「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該受益証券を証券関連業者（金融商品取引業者（金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。次号において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理によって居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）から取得する非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。次号において同じ。）

二 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者

## （委託者指図型投資信託の委託者の要件）

**第九条** 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

## （情報通信の技術を利用する方法）

**第十一条** 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### （委託者指図型投資信託の受益証券に関する読み替え）

**第十二条** 法第六条第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第八八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第一百八十六条第二号	数	口数	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
第一百九十条第二項第一号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を	事項（第一百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）
第一百九十条第四項	事項（第一百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）	事項	受益権（第一百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）
第二百一十三条第一項及び第二項	受益権	受益権	総数
第二百一十三条第一項及び第二項の数	総数	総口数	の口数

### （金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

**第十二条** 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨の全てを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあっては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券又は商品（金融商品取引所に上場されている有価証券、商品市場（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）に上場されている商品その他の換価の容易な資産として内閣府令で定める

（委託者指図型投資信託の要件）

**第二章 投資信託制度**

**第九条** 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

**第九条** 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

**第九条** 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

**第九条** 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を委託者として締結する投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

ものに限る。以下この条において「上場有価証券等」という。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨。

□ その受益証券の取得の申込みの勧誘が募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第百十九条において同じ。)により行われる場合にあつては、当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨。

ハ 金銭の信託である旨。

二 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの。

イ その運用の対象を有価証券又は商品とし、かつ、その投資信託財産の一団当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨。

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品によつて当該受益証券を取得しなければならない旨。

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨。

三 その受益権を他の投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする投資信託であつて、当該受益権を他の投資信託の投資信託財産に属する上場有価証券等をもつて内閣府令で定めるところにより取得させることができるものとし、当該投資信託約款に定めたもの。

四 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募(法第四条第二項第十一号に規定する適格機関投資家私募をいう。)により行われるもの(第一号及び前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)。

イ その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有価証券等によつて当該受益証券を取得することができる旨。

ロ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行うことができる旨。

(指図行使の対象となる権利を有する者)

**第十三条** 法第十条第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六条に規定する優先出資社員とする。

**第十四条** 法第十条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第八十四条第二項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第八条第二項の規定その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの。

三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの。

(議決権の行使について代理人の数が制限されない権利)

**第十五条** 法第十条第一項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第一条第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

(議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定)  
法第十条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

**第十六条の二** 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 土地又は建物の賃借権及び地上権の数が一であるものに限る。)

二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの(受益権の数が一であるものに限る。)

(投資信託委託会社の利害関係人等の範囲)

**第十七条** 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該投資信託委託会社の親法人等(金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。)

二 当該投資信託委託会社の子法人等(金融商品取引法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

三 当該投資信託委託会社の特定個人株主(金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。)

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(特定資産の価格等を調査する者)

**第十八条** 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社(法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。)の利害関係人等(当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第一百二十四条において同じ。)又は使用者

(2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第十一条第二項の規定によ

る調査に係る業務をすることができない者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあっては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外

国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用者

(2) 公認会計士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすること

ができる者

(1) 監査法人にあっては、次に掲げる者

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一條第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に關し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

**第十九条** 法第十三条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、同項第二号に掲げる取引を行った投資信託委託会社が資産運用会社として資産の運用を行う投資法人であつて、同号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第十三条第一項第一号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特定資産は、第三条第三号から第五号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

二 不動産の賃借権の取得及び譲渡

三 土地の権の取得及び譲渡

四 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

五 公共施設等運営権の取得及び譲渡

4 法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自己又はその取締役若しくは執行役

二 運用の指図を行う他の投資信託財産

三 資産の運用を行う投資法人

四 利害関係人等（法第十一條第一項に規定する利害関係人等をいう。）

五 委託者指図型投資信託に係る業務及び登録投資法人の資産の運用に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者

5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）の取得及び譲渡並びに貸借

二 金融商品取引法第二十二条に規定する店頭デリバティブ取引（暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るもの）を除く。）

三 約束手形の取得及び譲渡

四 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの及び銀行その他内閣府令で定める金融機関への預金又は貯金に係るもの）の取得及び譲渡

五 置名組合出資持分の取得及び譲渡

六 商品（内閣府令で定めるものに限る。）の取得及び譲渡並びに貸借

七 商品投資等取引（内閣府令で定める取引に限る。）  
(電磁的方法による通知の承諾等)

**第二十条** 法第十七条第三項（法第二十条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第十七条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）により通知を發しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定める

ところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(書面による決議に関する読み替え)

**第二十一条** 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において投資信託委託会社（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）が書面による決議を行う場合について信託法第百十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える信託法の読み替え	読み替える字句
第二百十条第二項	（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）	電磁的方法による 方法をいう。以下同じ。）による

## 第二十二条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第四項、第一百四十四条第三項又は第一百六十六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（反対受益者の受益権取請求に関する読み替え）

**第二十三条** 法第十八条第三項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第十八条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第一百四十四条第一項及び第十一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四条第一項	効力発生日が	効力発生日（重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
第二百四条第十一項	第一百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項
規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四条第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
（募集の取扱い等の範囲）	第一百八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項

**第二十四条** 法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 募集

二 私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。次号及び第一百九条において同じ。）

三 その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取り

四 金融商品取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる行為

五 売出しの取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の売出しの取扱いをいう。）

六 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。）

七 その他前各号に掲げるものに類する行為

（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読み替え）

**第二十五条** 法第五十条第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読み替え）

**第二十六条** 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十二条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

（委託者非指図型投資信託に関する読み替え）

**第二十七条** 法第五十四条第一項の規定において信託会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該信託会社等の親法人等

二 当該信託会社等の子法人等

三 当該信託会社等の特定個人株主

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者（特定資産の価格等を調査する者）

**第二十八条** 法第五十四条第一項において準用する法第十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

読み替える信託法の規定	定義	読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定
第一百八十六条第二号	数	電磁的記録を	読み替えられる字句
第一百九十条第二項	口数	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第五十四条第一項において準用する同法第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を	読み替える字句
第一百九十九条及び第二百条第一項	受益権（第一百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）	受益権	事項
第一百条第二項	、その利害関係人等及び受託会社	及びその利害関係人等	読み替える字句
第十一条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第二十六条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	（委託者非指図型投資信託に関する読み替え）	（委託者非指図型投資信託について法第二十六条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（委託者非指図型投資信託に関する読み替え）
読み替える法の規定	読み替えられる法の規定	読み替える法の規定	読み替えられる法の規定
第二十九条	（公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者）	（公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者）	（公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者）
第三十条	（政令で定める者は、次に掲げる者とする。）	（政令で定める者は、次に掲げる者とする。）	（政令で定める者は、次に掲げる者とする。）
一 自己又はその取締役若しくは執行役若しくは理事	（利益相反のおそれがある取引の対象となる者の範囲）	（利益相反のおそれがある取引の対象となる者の範囲）	（利益相反のおそれがある取引の対象となる者の範囲）
二 運用を行う他の信託財産	（法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第十二条第二号及び第三号に規定する政令で定めるもの）	（法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第十二条第二号及び第三号に規定する政令で定めるもの）	（法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第十二条第二号及び第三号に規定する政令で定めるもの）
三 利害関係人等（法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第十二条第一項に規定する利害関係人等をいう。）	（前号に掲げるもののほか、特定資産の評価に關し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの）	（前号に掲げるもののほか、特定資産の評価に關し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの）	（前号に掲げるもののほか、特定資産の評価に關し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの）
四 委託者非指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者	（外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等）	（外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等）	（外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等）
一 金融商品取引所に上場されている外国投資信託の受益証券（金融商品取引所が売買のため上市することを承認したもの）の募集の取扱い等（法第二十六条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。第百二十八条第一号において同じ。）	（第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行ふ者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。））	（第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一号において同じ。）を行ふ者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。））	（第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一号において同じ。）を行ふ者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。））
二 外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。以下同じ。）における売買の媒介、取次ぎ又は代理	（外國金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理）	（外國金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理）	（外國金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理）

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあっては、次に掲げる者

（1） 当該信託会社等の役員又は使用人

（2） 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（3） 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあっては、次に掲げる者

（1） その社員のうちにイ（1）に掲げる者があるもの

（2） 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

（1） 公認会計士にあっては、次に掲げる者

（2） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（1） 公認会計士又は監査法人にあっては、次に掲げる者

（2） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（1） 当該信託会社等の役員又は使用人

（2） 公認会計士にあっては、次に掲げる者

（1） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（2） 公認会計士又は監査法人にあっては、次に掲げる者

（1） 当該信託会社等の会計参与

（2） その社員のうちにイ（1）に掲げる者があるもの

（3） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（4） 公認会計士法の規定による調査に係る業務をすることができない者

（5） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（6） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（7） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（8） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（9） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（10） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（11） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（12） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（13） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（14） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（15） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（16） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（17） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（18） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（19） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（20） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（21） 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの  
媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けを  
し、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信  
託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うも  
のに限る。）

二 その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者から  
の買付け  
三 前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為  
(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読み替え)

**第三十一条** 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出が  
されたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用す  
る場合における法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替える法の規定
第五条第一項	第五条第一項
第十四条第一項第一号	第十四条第一項第一号
第十四条第一項第二号	第十四条第一項第二号
第十四条第二項	第十四条第二項
第十四条第七項	第十四条第七項
第十六条第一号及び 第十七条第一項第二号	第十六条第一号及び 第十七条第一項第二号
（設立企画人の範囲等） 第三章 投資法人制度	（設立企画人の範囲等） 第三章 投資法人制度
第三十二条から第五十三条まで 削除	第三十二条から第五十三条まで 削除
読み替える法の規定	読み替える法の規定
第十九条及び第二十条第一項	第十九条及び第二十条第一項
（設立企画人の範囲等） 第三章 投資法人制度	（設立企画人の範囲等） 第三章 投資法人制度
第五十四条 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法 人が主として投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第百六 条及び第一百二十五条第三項各号において同じ。）と同種の資産に対し、他人の資産を投資として 運用する事務とする。	第五十四条 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法 人が主として投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第百六 条及び第一百二十五条第三項各号において同じ。）と同種の資産に対し、他人の資産を投資として 運用する事務とする。
2 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	2 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 信託会社等	一 信託会社等
二 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であつ たもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの（設立企画人（法第六十六条に規 定する設立企画人をいう。以下同じ。）となる日において当該事務に現に従事していない者に て）	二 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であつ たもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの（設立企画人（法第六十六条に規 定する設立企画人をいう。以下同じ。）となる日において当該事務に現に従事していない者に て）

ついては、当該事務に従事しないこととなつた日から三年を経過していない者に限る。次号に  
おいて同じ。）

三 適格機関投資家又は有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券  
報告書をいう。）を金融庁長官に提出している会社（外国会社を含む。）でその資本金の額が百  
億円以上であるものの役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事  
した期間が五年以上であるもの

四 前二号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府令で  
定めるもの

（最低純資産額）

**第五十五条** 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

（規約に関する読み替え）

**第五十六条** 法第六十七条第七項の規定において規約について会社法第三十一条第三項の規定を準  
用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替える会社 法の規定
第五十七条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。 (規約の変更に関する読み替え)	第五十七条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。 (規約の変更に関する読み替え)
第五十八条 法第六十九条第七項の規定において規約の変更について会社法第九十七条の規定を準 用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第五十八条 法第六十九条第七項の規定において規約の変更について会社法第九十七条の規定を準 用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える会社 法の規定	読み替える会社 法の規定
第九十七条	第九十七条
（成立時の出資総額）	（成立時の出資総額）
当該親会社社員	当該親会社社員
他の社員をいう。以下同じ。）	他の社員をいう。以下同じ。）
当該親会社社員	当該親会社社員
（当該親会社社員の投資主）	（当該親会社社員の投資主）

**第五十七条** 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

**第五十八条** 法第六十九条第七項の規定において規約の変更について会社法第九十七条の規定を準  
用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替える会社 法の規定
第九十七条	第九十七条
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）
設立時株主	設立時株主
設立時発行株式	設立時発行株式
設立時投資主	設立時投資主
設立時発行投資口	設立時発行投資口

**第五十九条** 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第七十二条第五項に規定する電磁的  
方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内  
閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的  
方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第七十二条第五項  
二 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第一項  
三 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第一項  
四 法第八十三条第四項  
五 法第九十二条の二第一項  
六 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第三項  
七 法第九十四条第一項において準用する会社法第七百二十二条第四項  
八 法第一百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十五条第三項  
九 法第一百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項  
十 法第一百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項  
十一 法第一百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十九条第二項  
十二 法第一百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項  
十三 法第一百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項  
十四 法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、当該事項の提供を











読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
新投資口予約権証券等に関する読み替え	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
<b>第七十七条の三</b> 法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権証券について会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二百五十八条第一項及び第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権
2 法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権について会社法第二百五十九条及び第二百六十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二百五十九条	新株予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項（投資法人法第八十八条の五第一項各号に定める事項をいう。以下同じ。）	新投資口予約権原簿に	新投資口予約権原簿に
第一項	新株予約権原簿に	自己新投資口予約権	自己新投資口予約権	自己新投資口予約権
第二百五十九条	無記名新株予約権及び無記名新株予約権	新投資口予約権原簿に	新投資口予約権原簿に	新投資口予約権原簿に
第二項	「新株予約権取得者」という 株式会社を除く。以下この節において 付社債に付された新株予約権	新投資口予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項
第二百六十条第一項	新株予約権原簿に	新投資口予約権原簿に	新投資口予約権原簿に	新投資口予約権原簿に
二項	新株予約権原簿に付された新株予約権	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十条第二項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権	新投資口予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項
三項	新株予約権原簿に付された新株予約権	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
<b>（新投資口予約権の質入れに関する読み替え）</b>				
<b>第七十七条の四</b> 法第八十八条の八第五項の規定において新投資口予約権の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二百六十七条第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十八条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十九条第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十九条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十九条第二項	無記名新株予約権及び無記名新株 予約権付社債に付された新株予約 権	無記名新投資口予約権	無記名新投資口予約権	無記名新投資口予約権
第二百七十二条第二項及び第三項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者	登録新投資口予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
第二百七十二条第二項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百七十二条第一項	新投資口予約権質権者	新投資口予約権質権者	新投資口予約権質権者	新投資口予約権質権者

			係る部分に限る。)、第四百六十四条第一項 及び第四百六十五条第二項
第八百五十二条第一項及び 第二項	株式会社等 株主等	投資主 投資法人	
第八百五十二条第三項	株式会社等 株主等	投資主 投資法人	
第八百五十三条第一項	株式会社等 株主等	投資主 投資法人	
(新投資口予約権証券に関する読み替え)			
<b>第七十七条の五</b> 法第八十九条の二十一第二項の規定において新投資口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	
第二百八十九条第二号及び第二百九十条	証券発行新株予約権 証券発行新投資口予約権		
(新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに関する読み替え)			
<b>第七十七条の六</b> 法第八十九条の二十二第四項の規定において新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社法第二百二十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社 投資法人	投資法人	
(新投資口予約権の発行の無効の訴えに関する読み替え)			
<b>第七十七条の七</b> 法第八十九条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第八百四十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	
定			
第八百二十八条第一項	六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、 新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内)	六箇月以内	
第四号	金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭	金額に相当する金銭	
第八百四十二条第一項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者	
第八百四十二条第二項			
(投資主総会の招集に関する読み替え)			
<b>第七十八条</b> 法第九十条第三項の規定において投資主総会の招集について会社法第二百九十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	
第二百九十七条第一項	取締役 執行役員	執行役員	
(電磁的方法による通知の承諾等)			
<b>第七十九条</b> 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。			
一 法第九十一条第二項(法第七十三条第四項において準用する場合を含む。)			
二 法第三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十条第二項			
三 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)			
前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に對し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。			

（投資主総会に関する読替え）		第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える会社法の規定		第三百三条第二項及び第三百	
五百第一条本文	取締役	読み替えられる字句	読み替える字句
三百五十四条	取締役会設置会社	投資法人	投資法人
三百五十五条第四項第一号	取締役、会計参与、監査役	執行役員、監督役員	執行役員、監督役員
三百五十五条第五項並びに第三百七条第一項及び第二項	取締役	執行役員	執行役員
三百八十七条第三項	取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）	執行役員及び監督役員	執行役員
三百八十八条第一項本文	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口	当該投資法人が有する自己の投資口
三百九十三条第二項	取締役会設置会社	投資法人	投資法人
三百九十四条	取締役、会計参与、監査役	執行役員及び監督役員	執行役員及び監督役員
三百九十六条第一項	取締役、会計参与、監査役	執行役員、監督役員	執行役員、監督役員
三百九十八条第五項	親会社社員	投資主	投資主
三百九十九条の二	取締役	執行役員	執行役員
三百九十九条の二第一号	株主総会参考書類等	投資主	投資主
三百九十九条の二第二号	株主総会参考書類	投資主	投資主
三百九十九条の三第一項第一号	第三百二十五条の三第一項第一号	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主
三百九十九条の三第二項	取締役	執行役員	執行役員
三百九十九条の三第三項	取締役	投資主	投資主
三百九十九条の四第三項	取締役	投資主	投資主
三百九十九条の四第四項	その	投資主	投資主
三百九十九条の五第二項	取締役	執行役員	執行役員
（投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え）		第八十条の二 法第九十四条第二項の規定において投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
三百九十九条の二第一項	第三百二十五条の三第一項	第三百二十五条の三第一項	第三百二十五条の三第一項
三百九十九条の二第二項	第三百二十五条の三第二項	第三百二十五条の三第二項	第三百二十五条の三第二項
三百九十九条の三第三項	第三百二十五条の三第三項	第三百二十五条の三第三項	第三百二十五条の三第三項
三百九十九条の四第三項	第三百二十五条の四第三項	第三百二十五条の四第三項	第三百二十五条の四第三項
三百九十九条の四第四項	第三百二十五条の四第四項	第三百二十五条の四第四項	第三百二十五条の四第四項
三百九十九条の五第二項	第三百二十五条の五第二項	第三百二十五条の五第二項	第三百二十五条の五第二項









第七百十三条		社債の 社債権者集会	社債発行会社	投資法人債の 投資法人債権者集会	投資法人債発行法人	投資法人債の 投資法人債権者集会	投資法人債発行法人	投資法人債の 投資法人債権者集会
第七百十四条第一項		社債の 社債権者	社債発行会社	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者
第七百十四条第二項		社債の 社債権者には	社債発行会社	投資法人債の 投資法人債権者集会	投資法人債発行法人	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者
第七百四十四条第四項		社債	社債権者集会	投資法人債権者集会	投資法人債発行法人	投資法人債の 投資法人債権者には	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者
第八百六十八条第四項 (投資法人債管理補助者に関する読み替え)		読み替えられ る字句	読み替えられ る字句	第七百三十三条各 号	投資法人法第百三十九条の 九第八項において準用する 第七百三十三条各号	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者	投資法人債の 投資法人債権者
第九十六条の二 法第百三十九条の九の二第二項の規定において投資法人債管理補助者について会 社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。								
読み替える会社法の規定								
第七百四十四条第三項								
第七百四十四条第一項及び第二項								
第七百四十四条の四第一項及び第二項								
第七百四十四条の四第二項第一号								
第七百四十四条の四第二項第四号								
第七百四十四条の四第三項第一号								
第七百四十四条の四第四项								
第七百四十四条の五第二項								
第七百十四一条の七において準用する第七百十一条 第一項、第七百十三条並びに第七百十四条第一 項、第二項及び第四項								
第八百六十八条第四項 (投資法人債権者集会等に関する読み替え)								
第九十七条 法第百三十九条の十二第二項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債管理補助者又は投資法人債権者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。								
読み替える会社法の規定								
第七百十七条规定第三項第 二号	社債発行会社	社債	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債
第七百十七条规定第二項								
第七百十七条规定第七								
の七	投資法人債発行法人	投資法人債発行法人	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債	投資法人債





読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第七百九十七条第五項	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第六項	株式買取請求 数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	投資口買取請求 口数
第七百九十七条第七項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求 吸収合併存続法人
第七百九十七条第八項	株式買取請求 存続株式会社等	非訟事件手続法第百四十四条に規定する公示催告の申立て
第七百九十七条第九項	株式買取請求 吸収合併等	投資口買取請求 吸収合併存続法人
第七百九十八条第一項	株式買取請求 株式買取請求	投資口買取請求 投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
第七百九十八条第二項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求 投資口買取請求
第七百九十八条第三項	株式買取請求 存続株式会社等	投資口買取請求 吸収合併存続法人
第七百九十八条第四項及び第五項	株式買取請求 存続株式会社等	吸収合併存続法人
第七百九十八条第六項	株式買取請求 株券発行会社	投資口買取請求 投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
第七百九十八条第七項	株式買取請求 株券発行会社	投資口買取請求 吸収合併存続法人
新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読み替え	読み替えらる字句	読み替える字句
第一百二条 法第四十九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項から第九項まで及び第八百七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替える字句
第八百六条第五項	株式買取請求 数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	投資口買取請求 口数
第八百六条第六項	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
第二百二十三条の規定による請求	株式買取請求 新設合併消滅法人	投資口買取請求 新設合併消滅法人の申立て
第八百六条第七項	株式買取請求 消滅株式会社等	投資口買取請求 新設合併消滅法人

新設合併等	新設合併	投資口買取請求	投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
第八百六条第八項	第八百六条第九項	株式買取請求	株式買取請求
第八百七条第一項	第八百七条第二項	株式買取請求	株式買取請求
第八百七条第三項	第八百七条第四項	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立会社
第八百七条第五項	第八百七条第六項	、新設合併設立会社 、新設合併設立会社	、新設合併設立会社 、新設合併設立会社
第八百七条第七項	第八百七条第六項	設立会社 設立会社	設立会社 設立会社
第八百八条第五项	新株予約権買取請求は	株式買取請求 株式買取請求	株式買取請求 株式買取請求
第八百八条第六项	新株予約権買取請求に	設立会社 株券発行会社	設立会社 株券発行会社
第八百八条第九项	新株予約権買取請求に	株式買取請求 株式買取請求	株式買取請求 株式買取請求
第八百八条第十项	新設合併等	投資法人 投資法人	投資法人 投資法人
第八百九条第一项	新設合併等	投資口買取請求	投資口買取請求
新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
新設合併消滅法人	新設合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

(清算執行人等の選任及び解任に関する読み替え)

**第一百四十九条** 法第五百五十三条第一項の規定において清算執行人又は清算監督人について会社法第四百九十九条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。





第五十四条第二項第一号	これらの者	会計監査人
第五十四条第二項第三号	これらの者	会計監査人
第七十一条第二項	会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人があつては定款	会計監査人が
第七十一条第三項	代表清算人の代表清算人が清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）	規約
	清算執行人が清算執行人となつたもの	清算執行人が清算執行人となつたもの

(登録の拒否に係る設立企画人の使用人)

**第一百五十五条** 法第一百九十条第一項第一号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人として行う業務に従事する者とする。

(登録投資法人が行うことができる取引)

**第一百六十六条** 法第一百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引とする。

一 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことによる取引

二 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことによる取引

三 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことによる取引

(資産の運用の制限となる場合)

**第一百六十六条の二** 法第一百九十四条第二項に規定する場合は、登録投資法人が、特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により法第一百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引のうちいづれかの取引を自ら行うことができない場合（法第一百九十四条第二項に規定する法人が、当該登録投資法人が自ら行うことができない取引を行なうことができる場合に限る。）とする。

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれがないと認められる行為)

**第一百六十七条** 法第一百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

二 不動産の管理業務を行う資産運用会社に、不動産の管理を委託すること。

三 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を行う資産運用会社に、次に掲げる全ての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ 法第一百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約の終了に伴うものである場合

ロ 不動産が不動産特定共同事業法第一条第三項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 第一種金融商品取引業又は金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う資産運用会社に、有価証券の売買又はデリバティブ取引の委託を行うこと。

五 資産運用会社に、商品の売買の委託を行うこと。

六 資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

七 再生可能エネルギー発電設備の管理業務を行う資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の管理を委託すること。

八 資産運用会社に、公共施設等運営権の売買の代理又は媒介を行わせること。

九	その投資口を資産運用会社に取得させること。
十	投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を資産運用会社に賃貸すること。
十一	個別の取引ごとに全ての投資主の同意を得て行う取引
十二	その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引（登録投資法人との取引が禁止される者の範囲）
第百八十八条	法第一百九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一	法第一百九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。）
二	法第一百九十五条第二号に規定する資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用者
	(募集等に該当する行為)
第百十九条	法第一百九十六条第一項に規定する政令で定める行為は、その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。
	(第二種金融商品取引業とみなされる行為)
第百二十条	法第一百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する私募の取扱いをいう。）及び売買の代理とする。
	(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読み替え等)
第百二十二条	法第一百九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える金融商品取引法の規定	読み替える字句
第三十六条	業務
第三十七条第一項第一号	投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務
第三十七条第二項	その行う金融商品取引業
第三十七条第三号	金融商品取引業に
第三十七条第四号	金融商品取引行為
第三十七条第五号	金融商品取引契約を
第三十七条第六号	投資証券の募集等に係る取引
第三十七条第七号	投資証券の募集等の業務に
第三十七条第八号	投資証券の募集等に係る取引
第三十七条第九号	投資証券の募集等を行なうことを内容とする契約（以下「投資証券募集等契約」という。）を
第三十七条第十号	投資証券募集等契約
第三十七条第十一号	投資証券の募集等に係る取引
第三十七条第十二号	投資証券の募集等の業務
第三十七条第十三号	投資証券募集等契約
第三十七条第十四号	投資証券の募集等の業務の信用を失墜させること
第三十七条第十五号	投資証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ

第三十八条第一号から第六号まで	金融商品取引契約	投資証券募集等契約
第三十九条第一項第一号	金融商品取引業	投資証券の募集等の業務
第三十九条第一項第二号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められていない買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	投資証券の募集等に係る取引
第三十九条第一項第二号及び第三号	有価証券売買取引等（以下この条において「有価証券の売買又はデリバティブ取引等」という。）	投資証券
第四十条	有価証券の売買又はデリバティブ取引	投資証券
第四十条第一号	有価証券の売買等に係る取引	投資証券の募集等に係る取引
第四十条第二号	有価証券の売買等に係る取引	投資証券
第四十四条第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引	投資証券の募集等の業務の投資証券の募集等に係る取引
第四十四条第一項第二号	有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引	投資証券の募集等の業務の投資証券の募集等に係る取引
第四十四条第一項第三号	第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約	投資証券の募集等の業務の投資証券の募集等に係る取引
第四十五条第一項第一号	金融商品取引業の	投資証券の募集等の業務の投資証券の募集等に係る取引
第四十五条第一項第二号	金融商品取引契約	投資証券の募集等の業務の投資証券の募集等に係る取引
第三十九条第二項各号	読み替える金融商品取引法の規定	投資証券の募集等に係る取引
第三十九条第二項各号	読み替えられる字句	読み替える字句
3 法第百九十七条の規定における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のことおりとする。	金融商品取引契約	投資証券募集等契約
二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のことおりとする。	有価証券売買取引等	投資証券の募集等に係る取引
一 投資証券の募集等（法第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下この条及び第一百三十三条において同じ。）を行うことを内容とする契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	読み替える字句	読み替える字句
二 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利（通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項イ 当該指標	読み替える字句	読み替える字句

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項  
法第二百九十七条において准用する金融商品取引法第三十七条第一

事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該するそしがある旨

5 二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項  
金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定は、法第二百九十七条において準用する金融商品  
取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規  
定を準用する場合について準用する。

**第一百二十二条** 法第一百九十九条第三号に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が外国法人である金融商品取引業者にその資産の運用に係る業務の委託をする場合とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

**(不動産の鑑定評価を要する権利等)**

**第一百二十二条の二** 法第一百一条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

二 法第一百九十四条第二項に規定する法人の株式であつて同条第一項第一号に掲げる数を超えるもの

**第一百二十三条** 法第二百一条第一項に規定する資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 当該資産運用会社の親法人等

三 当該資産運用会社の特定個人株主  
四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者  
(手書き: 三号の右をぎり一周以上)

**第一百二十四条** 法第二百一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内  
(特定資産の価格等を調査する者)

閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。  
一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外の  
もの(以下二つに分けて、次に掲げる者)  
一

(2) (1) 弁護士においては、沙に指げる者  
当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人  
弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務を上

（1）弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者その社員のうちにイ（1）に掲げる者があるもの

当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由



## 第八百五十三条第一項

投資法人

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等)

## 第一百二十八条

法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引所に上場されている外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものと含む。）の募集の取扱い等

二 第一種金融商品取引業を行なう者が行う外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）

イ 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理

ロ 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行なう者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

二 その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け

三 前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

## 第四章 雜則

(意見を聽く関係行政機関の長等)

## 第一百二十九条 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二

十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める行政機関の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣（次の各号に掲げる場合のいすれにも該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）とする。

一 特定投資運用行為（法第二百二十三条の三第一項に規定する特定投資運用行為をいう。次号において同じ。）を行う業務として、不動産（法第三条第一号に規定する不動産をいう。第一百三十一条及び第一百三十二条において同じ。）に対する投資を行う場合

二 特定投資運用行為を行う業務として、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資を行う場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

2 法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第二十九条の三第一項の規定により意見を聽く権限は、申請者の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

3 法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第三十一条第五項及び第三十五条第五項の規定により意見を聽く権限（同法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官が指定する金融商品取引業者に係るもの）を除く。）は、金融商品取引業者の本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

（金融商品取引法等の適用に関する規定）

第一百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定による読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 第四十二条の二第二項

又はオプション

法に関する法律施行令第三条第三号から第十

二号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

## 品取引法の規定

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 株式会社等

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 投資法人

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の取扱い等

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 売買その他の取引

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める者

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の運営

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 売買その他の取引

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める者

読み替える字句

読み替える字句

読み替える字句

## 有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の運営

第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第一号	若しくは執行役	、執行役若しくは理事
第四十二条の二第二号	運用財産相互間	信託財産相互間
第四十二条の二第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十二号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二第四号	権利者	受益者
第四十二条の二第五号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引
第四十二条の二第六号	運用財産	信託財産
第四十四条の三第二項第一号	権利者 又は店頭デリバティブ取引	受益者 、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十四条の三第二項第三号	運用財産	信託財産

(関係行政機関の長との協議等を要する特定資産)	
第一百三十一条	法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係る権利とする。
投資等取引に係る権利とする。	
一 法第五条第一項本文の内閣府令	
二 法第十一条各項の内閣府令	
三 法第十三条第一項の内閣府令	
四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条各項の内閣府令	
五 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項の内閣府令	
六 法第八十三条第一項第七号の内閣府令	
七 法第一百二十八条の二第一項の内閣府令	
八 法第二百一条各項の内閣府令	
九 法第二百三条第一項第二号の内閣府令	
十 法第二百三条第一項第四号の内閣府令	
十一 法第二百三条第二項の内閣府令	
十二 法第二百八条第二項の内閣府令	
十三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号（業務の内容及び方法を記載した書類に係る部分に限る。）、第四十二条の二第七号、第四十四条第三号、第四十四条の二第一項第三号、第四十四条の三第一項第四号及び第六十五条の四（同法第二十九条の登録、同法第三十一条第四項の変更登録及び同法第三十五条第四項の承認の審査基準に関する事項に係る部分に限る）の内閣府令	
十四 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四号の内閣府令	

十五 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十条の三第二項第四号の内閣府令

四条の三第二項第四号の内閣府令  
法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り行われる次に掲げるものとする。

一 法第二百十四条の規定に基づく命令

二 法第二百十六条の規定に基づく登録の取消し

三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者（次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。）に対し行われる次に掲げる処分

イ 金融商品取引法第五十一条の規定に基づく命令

ロ 金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく処分

ハ 金融商品取引法第五十二条第二項の規定に基づく命令

法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

イ 金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく命令

ハ 金融商品取引法第六十九条第一項

法第十六条

法第十九条

法第四十九条第一項

法第五十四条第一項において準用する法第十六条

法第六十九条第一項

法第一百九十二条第一項

法第一百九十二条第三項

金融商品取引法第三十一条の四第一項

金融商品取引法第三十五条第三項

金融商品取引法第三十五条第六項

金融商品取引法第三十五条第六項

金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 国土交通大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 農林水産大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 農林水産大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 農林水産大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 経済産業大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に係り、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大蔵）と協議するものとする。

一 不動産に係り定められる内閣府令 経済産業大臣

ト 金融商品取引法第五十条の二第一項

5 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第二項各号に掲げる处分を行つ場合には、次の各号に掲げる处分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

6 一 不動産に關し行われる処分 国土交通大臣  
二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 農林水産大臣

三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 経済産業大臣

6 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第一百八十七条の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）に通知するものとする。

一 不動産に關し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣  
二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣

三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる届出又は登録の申請 経済産業大臣

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

**第一百三十三条** 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七条の四、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第四十条（同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十四条の三第一項（第三号を除く。）の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

**第一百三十四条** 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第二十二条第一項及び第一百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。（財務局長等への権限の委任）

（法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二編第一章の規定による権限（同条第四項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十二条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを行なうことを妨げない。）

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限（法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五条第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百七十七条第十号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

4 長官権限のうち、法第二百二十四条の二の規定に基づく第百三十二条第五項の規定による協議及び同条第六項の規定による通知は、金融商品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の所在一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを行なうことを妨げない。長官権限のうち、法第二百二十四条の二の規定に基づく第百三十二条第五項の規定による協議及び同条第六項の規定による通知は、金融商品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の所在

地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。  
前各項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（委員会の権限の財務局長等への委任）

**第一百三十六条** 長官権限のうち次に掲げるものは、法第二十二条第一項に規定する投資信託委託会社等若しくは受託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百二十五条第二項の規定により委員会に委任された法第二十二条第一項及び第一百三十三条第一項から第五項までの規定による権限

二 前項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。

3 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

4 長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項若しくは第二百二十三条第一項に規定する行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主たる事務所の所在地又は当該行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等の申立て」という。）の関係人又は参考人（以下この条において「関係人等」という。）に対して法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第一百八十七条第一項の規定による処分（第八項及び第九項において「調査のための処分」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局长も行うことができる。

6 長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、関係人等の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

7 前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所（以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

8 前項の規定により関係人等に対しても調査のための処分を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めたときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。  
第七項の規定により関係人等に対しても調査のための処分を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対しても調査のための処分を行なうことを妨げない。

行う必要を認めたときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対し  
て調査のための処分を行うことができる。

**附則**

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

**附則**

（平成二二年六月七日政令第三〇三号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附則**

（平成二二年一月一七日政令第四八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附則**

（平成二二年一月一七日政令第四八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附則**

（平成二二年二月二七日政令第五四八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附則**

（平成二二年一月四日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附則**

（平成二二年二月六日政令第一九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

**附則**

（平成二二年二月九日政令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附則**

（平成二二年三月六日政令第二五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附則**

（平成二二年三月二一日政令第三一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年七月二六日政令第二五三号）抄

**附則**

（平成二二年三月二一日政令第三一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

**附則**

（平成二二年一月二三日政令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

**附則**

（平成二二年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** （平成一四年四月二四日政令第一六四号）  
この政令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

**附則** （平成一四年六月二一日政令第二二〇号）  
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附則** （平成一四年六月二一月六日政令第三六四号）  
この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

**附則** （平成一五年三月一八日政令第一一七号）  
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

**附則** （平成一五年三月一九日政令第四五号）  
この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

**附則** （平成一六年一月三〇日政令第九号）  
この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

**附則** （平成一六年一月二一月六日政令第一一七三号）  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則** （平成一六年三月一九日政令第四五号）  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則** （平成一六年四月二八日政令第一一七三号）  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則** （平成一六年四月二九日政令第一一七三号）  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則** （平成一六年三月一九日政令第三三四号）  
この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年九月八日政令第二六六号）  
この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年四月二〇日政令第三一八号）  
この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年一月二二日政令第三五四号）  
この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年一月二二日政令第三三四号）  
この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日（平成十六年十一月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年一月二二日政令第三八五号）  
この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

**附則** （平成一六年一月二二日政令第四二九号）  
この政令は、法の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。

附 則 (平成一七年二月一六日政令第一九号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月九日政令第三八号)

(施行期日) (法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定(不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる政令の規定にかかるらず、なお従前の例による。

資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第九号

第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四条第四号ハ

投資信託及び投資法人に関する法律第十六条の二第一項(同法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む)及び第三十四条の四第一項

第四条の規定による改正後の投資信託及び投

資法人に関する法律施行令第二十二条第三号ハ、第三十四条第三号ハ及び第四十九条第一項第三号ハ

第五条の規定による改正後の資産の流動化に

関する法律施行令附則第二条の規定によりな

おその効力を有するものとされる特定目的会

第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十八条第二項

第八号

第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四条第四号ハ

投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この政令は、金融先物取引法の一部を改正する法律(次条及び附則第三条第一項において「改正法」という。)の施行の日(同項において「施行日」という。)から施行する。

**第四条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二七日政令第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二七日政令第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日政令第三八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄

附 則 (平成一九年八月三日政令第一三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、信託法の施行の日から施行する。

(財務局長等への権限の委任)

**第十条** 改正法附則第二百十六条第一項及び整備法第一百十五条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に規定する書類の提出をする者(以下この項において「提出者」という。)の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条及び附則第六十二条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局长、当該提出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長)に委任する。

第一 条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(財務局長等への権限の委任)

**第一条** この政令は、改正法附則第二百五十九条第一項に規定する証券投資信託とみなす。

**第三十二条** 改正法の施行の際現に存する旧投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託(改正法第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律の規定によりな

投資信託法)という。第二条第四項に規定する証券投資信託に該当するものを除く。)は、新投

資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託とみなす。

**第三十三条** 改正法附則第一百五十九条第二項に規定するみなし登録運用業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録運

用業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資運用業を記載することにより、改正法附則第一百五十九

条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

**第三十四条** 旧投資信託法第三十六条第一項の規定により作成した帳簿書類の保存については、な

お従前の例による。  
(処分等の効力)

**第六十三条** 施行日前にした旧証券取引法施行令、第三条の規定による改正前の投資信託及び投資

法人に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の信託業法施行令、旧外国証券業者法施

行令、第十七条第二号の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施

行令、旧抵当証券業規制法施行令、同条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法施行令若し

くは第五十一条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令又はこれら

に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法施行令の

規定に相当の規定があるものは、改正法附則、整備法又はこの附則に別段の定めがあるものを除

き、新金融商品取引法施行令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第一三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第四十一条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置) 第三十一条 既登録社債等については、第三十九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に

関する法律施行令第九十八条の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (平成二〇年六月二七日政令第二一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月五日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年十二月十二日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二一年一月二三日政令第八号)

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一

条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成二一年一二月一八日政令第三〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三条第一項の改正規定、第十一中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定(同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「(同法第十二条の三を準用する場合を除く。)」を加える部分

及び同条に一項を加える部分に限る)、第十三中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令第二十二条の改正規定、第三十二条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第一百二十二条第一項の改正規定並びに第三十五条の規定改正法附則

第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年十月一日)

(罰則の適用に関する経過措置) 第五条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年九月一〇日政令第一九六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年九月一〇日政令第二五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年一一月一六日政令第三三九号)

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年一月二四日政令第一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年一二月二六日政令第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前(施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

**附 則** (平成二六年一二月二六日政令第四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行前(施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

**附 則** (平成二六年七月二一日政令第一四六号)

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年三月十一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年九月三日政令第二九四号)

(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成二七年五月一八日政令第二三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

**附 則** (平成二九年一二月二七日政令第三二六号)

(施行期日) 第一条 この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和二年四月三日政令第一四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

**附 則** (令和四年二月二日政令第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年二月二日政令第三七号) 抄

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

**附 則（令和四年八月三日政令第二六八号）**

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

**附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）**

抄

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。